

恵庭市子育て応援事業の

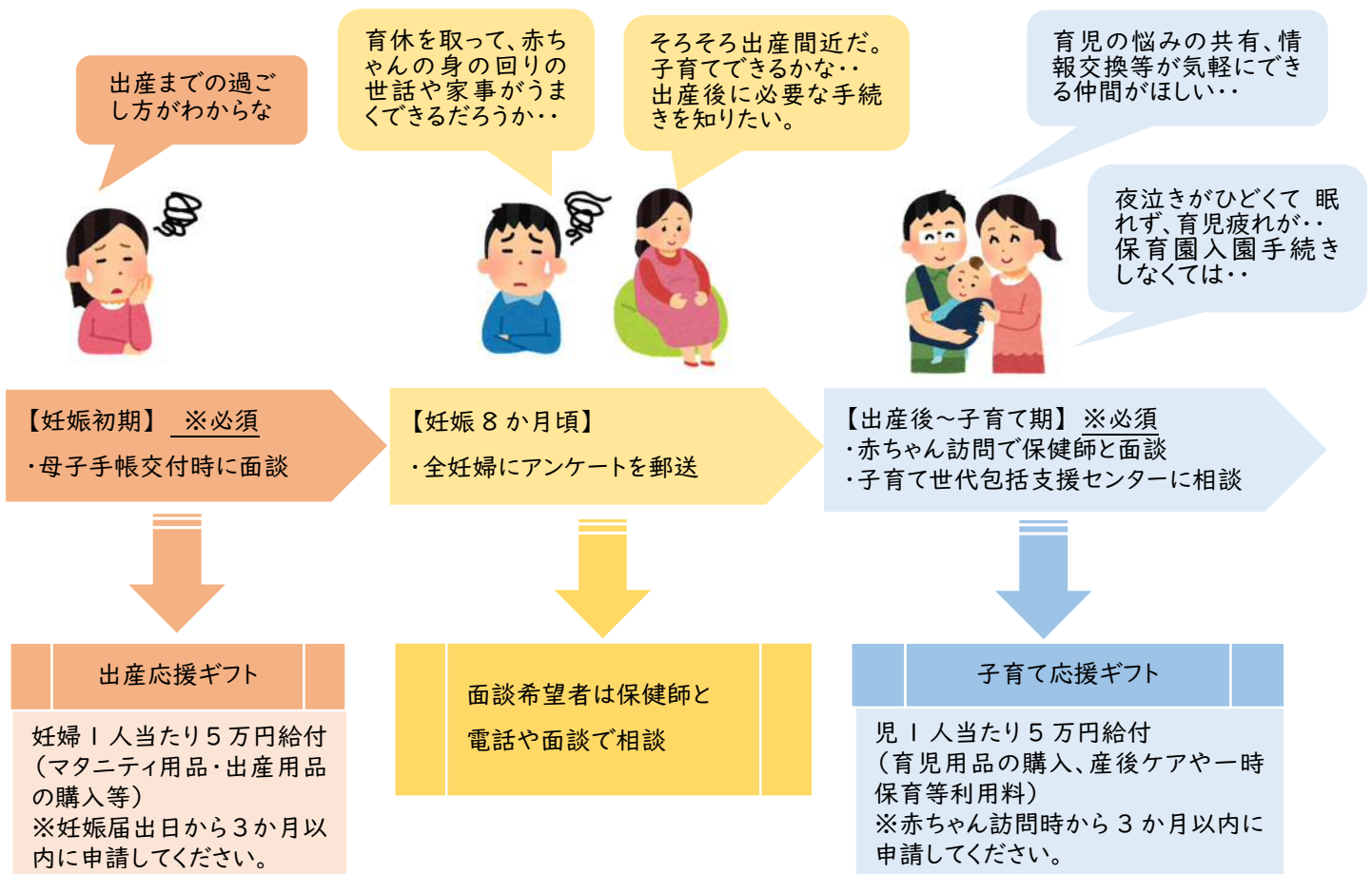
出産・子育て応援ギフトの給付について

全ての妊婦の方と子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠時から出産・子育てに寄り添う相談支援と経済的支援(出産・子育て応援給付金)を実施します。

【対象者】

- ・令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方
- ・令和4年4月1日以降に出生した児を養育する方

※ 本事業は令和5年3月1日から開始されますが、令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に妊娠届出または出産した方は経過措置に該当します。対象となる方には案内を郵送します。



●給付内容

- ① 出産応援給付金 : 妊婦1人あたり5万円
- ② 子育て応援給付金: 児童1人あたり5万円(例:双子の場合は10万円)

※令和5年2月以前に出産した方は、①・②を合わせての支給となります。

●給付要件

- ①他の市町村で同給付金による出産応援ギフト・子育て応援ギフト(クーポン等含む)の給付を受けていないこと。
- ②市町村、医療機関、相談支援機関等との情報確認・共有について同意があること。
- ③恵庭市で伴走型相談支援(妊娠届出時の面談、赤ちゃん訪問)を実施したこと。

●給付までの流れ

①出産応援ギフトの場合

1. 妊娠届出時に妊婦ご本人と保健師が面談を行い、アンケート(問診票)を記入いただきます。
2. 面談終了後、申請書を交付します。
※代理人が届出にいられた場合、後日妊婦ご本人と面談を行い、申請書を交付します。
3. 給付決定後に市より決定通知書を郵送します。
4. 申請書にご記入いただいた銀行口座にお振込みします。給付までお時間がかかる可能性があります。
あらかじめご了承ください。

【持ち物】

- ・妊娠届出書(※妊娠を確認した産婦人科医の証明が必要になります。)
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・本人確認書類(顔写真付きの身分証明証(運転免許証やマイナンバーカードなど) 1点
または身分証明証(健康保険証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書など) 2点、
- ・振込口座を確認できるものの写し

②子育て応援ギフトの場合

1. 出生届の手続き後、保健師が赤ちゃん訪問にご自宅へ伺います。
2. 訪問の最後に給付金についてご案内し、申請書をお渡しします。添付書類等を添付し、後日窓口にご提出ください。(郵送も可)
3. 給付決定後に市より決定通知書を郵送します。
4. 申請書にご記入いただいた銀行口座にお振込みします。給付までお時間がかかる可能性があります。
あらかじめご了承ください。

【提出書類】

- ・申請書
- ・振込口座を確認できるものの写し

●注意事項

- ※ギフトの申請には、それぞれ面談が必要です。
- ※虚偽の記載があった場合、支給したギフトを返還していただきます。
- ※口座の不備等で振り込みが完了せず、申請受付開始日からおおむね3か月以内に、市が申請者に連絡・確認できない場合、この申請が取り下げられたとみなされます。

【問合せ先】 恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター

〒061-1498 恵庭市京町1番地 電話番号：0123-33-3131 (代表)